

元年11月1日
No.146

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整の個別相談会は

1月10日まで

（年末調整とは）



給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

その1年間の給与総額が確定する年末に納めなければならないその給与総額についての税額（年税額）とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」と呼んでいます。

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

■期間

令和元年12月16日～令和2年1月10日（第2第4土・日曜・祭日を除く。尚、令和元年12月28日～令和2年1月5日までは休業となります。）

■会場

一般社団法人練馬西青色申告会事務所

■必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書（年末調整関係書類は10月下旬に送付されております）、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等）

決算書作成指導・相談日予約について

令和元年分の決算書作成指導は次のとおりです。

★予約日は、令和2年1月20日（月）～3月14日（土）まで（電話・FAX可）

★予約時間は午前9時～午後4時まで。但し、水曜、土曜日は午後3時まで、すべて予約制となります。詳細は決算・申告書作成ご予約の往復はがきを12月の初旬頃に送付しますので宜しくお願い致します。

★3月16日（月）は、申告書類のお預かりのみで、練馬西税務署、練馬東税務署ともに午前12時までとさせていただきます。

※日曜・祭日、1月25日（土）は休ませて頂きます。但し、2月11日（火）は午前11時まで予約を受け付けます。

消費税率引き上げに伴う 請求書等の記載事項について

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されたことにより、請求書等の記載事項は下記のように行う必要があります。

<1> 請求書等の記載事項

(1) 令和元年9月30日まで（請求書等保存方式）

- ① 請求書等の発行者の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容
④ 対価の額（税込み） ⑤ 請求書等の受領者の氏名または名称

(2) 令和元年10月1日から令和5年9月30日まで（区分記載請求書等保存方式）

(1) の①から⑤に加えて下記の⑥と⑦を記載する区分記載請求書等保存方式が導入されます。

| 請求書 | |
|-------|-----------------|
| 〇〇御中 | |
| □月分 | 21,800円(税込) |
| □月1日 | 牛肉 2kg ※ 5,400円 |
| □月8日 | 割りばし 4箱 5,500円 |
| 合計 | 21,800円 |
| | (10%対象 11,000円) |
| | (8%対象 10,800円) |
| △△(株) | |

⑥ 軽減税率8%の対象品目である旨の記載
税率 [8%など] や記号 [※など] ・凡例 [記号の意味] を記載します。

⑦ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税込み) の記載

左の請求書（イメージ）は税込価格の場合です
(図表出典：財務省資料)。

「※」は軽減税率対象であることを示します。

《区分記載請求書等に記載する③ 取引の内容について》

取引の内容は、原則として個別の商品名などを記載します。しかし、請求書等の交付を受けた事業者が、掲載された取引が課税取引であること、軽減税率の対象となるものとそれ以外のものであることなどが把握できるのであれば、取扱品目などの一般的な総称（八百屋での「野菜」、精肉店での「肉」、または一括して「食品」や「飲食料品」など）でも記載内容として取り扱われます。

※帳簿の記帳方法については、各自個別指導を行いますので該当する方は青色申告会にご相談ください。

令和元年度会勢拡大出陣式・役員研修会が開催されました。



令和元年10月14日(月) 15日(火)にかけて会勢拡大出陣式・役員

研修会が新潟のニユーグリーンピア津南で開催され、参加者は53名でした。

今年度は初めてのバス研修旅行で、バスの中では石神井町の八方支部長から脑梗塞の発病及び治療の体験談をいただきました。

高橋局長の司会進行でこの度の台風19号で被災された方々へのお見舞い、物故者に対する黙祷、山田副会長の開会挨拶から始まり会歌斉唱、松下幸之助さんの好きなことばを交えた梶野会長挨拶が終わり、第一部「会勢拡大出陣式」が始まりました。

高橋局長から趣旨説明があり、始めに「会勢拡大出陣式」の内容は「会勢拡大について」と題し藤崎副会長より、サイレントセールスの方法を取り入れ、何としても200名の入会者を獲得したいとお話をいただき、山路副会長からは、青色申告会では「AIにはできない人と人とのつながりを大切すること。」青色申告会において節税対策のアドバイスをすることにより入会者に青色申告会に入会して良かったと思っていたなど

お話をいただきました。

第二部「役員研修会の講演」では、柔道整復師会支部の羽賀支部長、奥田副支部長、藤田副支部長の講師で「セルフケアのしかた、その後一年」と題して、片脚立位、継ぎ足歩行、最大二歩幅、反応時間、握力、血圧などの測定が行われ、その後、転倒予防トレーニング、ヴィジョントレーニング、筋力強化のトレーニングの方法を勉強しました。佐藤副会長の閉会挨拶で会勢拡大出陣式・役員研修会は終了となりました。

研修が終わった後は北島監事の乾杯の音頭で懇親会が開催され。支部対抗演芸大会で盛り上がりました。その後、小林副会長の進行役で「青色を語る会」が開催され、個人商店や青色申告会の将来、消費税の税率引上げ及び軽減税率についての討議が交わされました。

今回の会勢拡大出陣式・役員研修会ではバスを利用し、観光を兼ねた充実した研修会でした。

来年は地元の勤労福祉会館で開催されますので更なるご参加を願います。事務局関口



「ブルーリターンA講習会」開催

令和元年9月24日(火)と10月18日(金)に会計ソフト「ブルーリターンA」体験講習会を開催しました。

2日とも午前・午後各1回開催し、9月24日は午前が4名で午後が2名の方、10月18日は午前が5名で午後が1名の方に参加いただきました。

ブルーリターンAは電子帳簿保存に対応しており、申請の仕方も簡便的にできるようになっています。令和2年分からの青色申告特別控除の改正に合わせて他の会計ソフトをお使いの方もブルーリターンAをご検討いただければと思います。

講習会は11月に体験講習会、そして12月には決算整理講習会を予定しています。お時間のある方はぜひともご参加ください。武藤

今後のブルーリターンA講習会

- 【体験講習会】11月21日(木)
- 【決算整理講習会】12月6日(金)
- ・午前の部：10時から12時まで
- ・午後の部：2時から4時まで

「白色申告者向け記帳講習会」開催

令和元年9月20日(金)に青色申告会館にて白色申告者向け記帳講習会を開催しました。

今年度は午前中が不動産所得の方向けで2名、午後が事業所得の方向けで1名の方に参加いただきました。

講習内容はテキストと練習問題を用いて白色申告者の法定帳簿や領収書などの保存期間、そして帳簿の様式の一例と記帳の仕方までをご説明しました。

最後に青色申告の概要や特典、記帳の仕方、そして青色申告会について説明させて頂きました。当日ご参加いただきました皆様には、まずは白色での記帳をしていただき、今後様々な特典のある青色申告をご検討頂ければと思います。武藤

救急業務協力者「感謝状贈呈式」

令和元年9月6日(金)に石神井消防署にて令和元年度救急業務協力者「感謝状贈呈式」が挙行され、当会が毎年AED救命講習会を実施してきた為、救急部長感謝状を受賞されました。

当日は組織広報担当の藤崎副会長にご出席頂き、署長から感謝状を贈呈されました。



マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～
※融資限度額：2,000万円
※返済期間：運転資金7年以内
設備資金10年以内

- 2020年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。
- 利率：1.21% (2019年10月1日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能
- ◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談 本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の両方からご利用できます。

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員：弁護士 相談無料

税務相談 1月～3月 毎週火曜日(3月第1、第2火曜日) 4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員：税理士 相談無料

問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F 区民・産業プラザ内 TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

マイナンバーカード取得キャンペーン

令和2年分の確定申告から、基礎控除が10万円引き上げられますが、青色申告特別控除は10万円と引き下げられ最高55万円となっています。ただし、イータックスで送信した場合は、今まで通り最高65万円控除が受けられます。その対策として、練馬西青色申告会ではイータックス送信に必要なマイナンバーカードを取得していただくキャンペーンを行っています。昨年に続き2回目となるキャンペーンですが、今年も9月12日の午後と13日の午前に行い、2日間で57名の方が参加されました。



練馬区役所から3名の職員の方にお越しいただき、2日間申請の受付をお願いしました。通常は紙の通知カードの下半分に記入して郵送し、後日カードを受け取りに行った際に本人確認と暗証番号を登録します。キャンペーンでは、本人が必要書類を揃えて申請した場合は、再度出向くことなく自宅でカードを受け取ることができます。

初日の12日は、マスコットキャラクターのマイナちゃんもお手伝いに駆け付けてくれました。1階でPR活動したあとは申請会場の3階にも登場して皆様を笑顔にしました。

すでにマイナンバーカードを取得されている方も、イータックス用の暗証番号を登録していない方がいらっしゃいます。4桁の暗証番号しかない場合は、イータックス用の暗証番号を設定する必要があります。また、登録していても、暗証番号を失くした、または忘れてしまった場合は、確定申告までに再登録をお願いします。

事務局 高倉

厚生部主催「ランブーム」新特選

10月20日(日)日帰りバス旅行を開催致しました。

筑波山・赤城山をはじめ富士山以外の山が全て見られるのは珍しいとの景色を見ながら、常磐道にて「秋バラ祭り」の開催されている茨城県フワパークへ向かいました。10月桜のつぼみが迎えてくれる中、台風の影響で例年に比べると少ないとのことでしたが、バラとタリヤの様々な種類を観ることができ園内の散策を楽しみました。

続いて全国でも有数の養豚県茨城で、厳しい条件を満たした豚だけにつけられる「ロースポーク(県花のバラにちなんで付けられた)」を「筑波ハム自然味工房」にて堪能致しました。肉質も柔らかく美味しかったとの感想を多く頂きました。



続いて、樹齢400年の立派なけやきの木がある家庭的な雰囲気「安田果樹園」にて好みの柿を探しながら、品種「松本早生(マツモトワセ)」の柿狩りを楽しみました。

ガイドさんの豊富な案内に聞き入りながら交通渋滞もなく、38名の参加者の皆様の笑顔とともに、無事故で終えることができました。

ご参加頂きました皆様、ありがとうございました。

今後も、皆様に喜んでご参加頂けるようご意見、ご感想を参考に企画してまいります。皆様のご参加お待ちしております。

厚生部役員の皆様には、企画・進行等ご協力を頂きましてありがとうございました。

事務局 高田

青年部主催「気象庁と国立近代美術館見学」開催

令和元年9月3日(火)に青年部主催による「気象庁と国立近代美術館見学」を開催し、15名の方にご参加いただきました。

当日は竹橋駅に集合し、初めに駅の出口からすぐのところにある気象庁に向かいました。気象庁では「予報現業室」と「気象科学館」を見学しました。

予報現業室は職員の方々が天気予報図の作成や地震・火山のデータを分析しているところで、広報の國光さんにガイドをしていただきながら見学しました。参加者の方々からも予報についての質問など様々な質問が出ましたが詳しく説明頂きました。

その後気象科学館を見学しましたが、地震の揺れの大さを体験するコーナーや津波の怖さを知るコーナーなど皆さんご自分の興味のある分野を中心に熱心に見学していました。

その後近くでランチ休憩となり、午後は国立近代美術館を見学しました。美術館では特別展の「高畑勲展」と「OMA所蔵展」を見学しました。



高畑勲氏は元々大泉学園にある「東映アニメーション」の前身である「東映動画」の出身で、ちょうどこの時期放送されていた朝の連続テレビ小説「なつぞら」の登場人物のモデルにもなっていました。

美術館は1階の特別展も2階から4階の所蔵展もとても見応えがありました。ご参加頂いた方々も楽しんでいただけたかと思えます。

当日は曇り空でしたが心配していた雨も降らず今年も無事に社会科見学は終了となりました。

最後になりますが当日ご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。

青年部では来年以降も社会科見学を実施しますので興味のあるものがありませんでしたらぜひともご参加ください。

武藤

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再生資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。